

実行計画のポイント

発生量

○約56万トン※1 (片付けごみ 約19万トン、家屋解体廃棄物 約27万トン、
稲わら 約2万トン、土砂混じり廃棄物 約8万トン)

※1 36市町村の災害廃棄物処理実行計画等の発生量を集計。

処理の実行体制

- 市町村等の一般廃棄物処理施設での処理を基本とする。
- 災害廃棄物の分別を徹底し、可能な限り災害廃棄物のリサイクルを図り、焼却量及び最終処分量を低減させる。
- 県は、市町村の災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、県内外の広域処理※2 実行体制を構築する。

※2 発生量が多いなど、自区域内の一般廃棄物処理施設での処理が難しい場合、県内外の施設の支援を得ながら処理を進める。

【公的施設】 県内の他区域自治体の一般廃棄物処理施設
国の仮設焼却施設

(南相馬2号炉、浪江炉、安達炉、葛尾炉、飯館村蔵平炉)
県外の自治体の一般廃棄物処理施設

【民間施設】 県内の民間事業者の産業廃棄物処理施設

処理期間

○発災後1年半(令和3年4月末)の処理完了を目標。

目的

令和元年度台風第19号等により福島県内で発生した膨大な災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うために必要な事項を定め、県民の生活環境の保全、早期の復旧・復興を実現する。

県・市町村の役割

市町村 【災害廃棄物の処理】	県 【関係機関との広域調整】
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生状況、施設被害状況等の各種情報収集 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理 ・仮置場の選定・設置運営 ・廃棄物の収集運搬、処分 ・市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ・損壊家屋の解体、解体廃棄物の処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の集約、情報提供 ・関係団体との連携協力体制に係る調整 ・被災市町村の事務支援(処理方法、補助金申請等) ・被災市町村の災害廃棄物処理実行計画の策定支援 ・県災害廃棄物処理実行計画の策定 ・家屋解体の推進整備の支援
など	など

災害廃棄物の発生量の集計値

市町村の災害廃棄物処理実行計画等から集計した発生量

災害廃棄物の種類	発生量(トン)	
	片付けごみ	家屋解体廃棄物
混合廃棄物	30,839	-
木くず	21,672	55,727
可燃性廃棄物	14,088	36,226
不燃性廃棄物	10,253	26,364
コンクリートがら	54,217	139,416
金属くず	4,110	10,569
廃家電	7,922	-
その他(処理困難物)	47,925	-
小計	191,026	268,302
稲わら	18,976	-
土砂混じり廃棄物	79,497	-
小計	98,473	-
合計	557,800	

各市町村別の災害廃棄物の処理計画

各市町村の災害廃棄物の処理方法は以下のとおり。

市町村	公的施設による処理		民間施設による処理 (可燃・不燃等を含む)	市町村	公的施設による処理		民間施設による処理 (可燃・不燃等を含む)
	自区域内処理	※広域処理 (可燃のみ)			自区域内処理	※広域処理 (可燃のみ)	
福島市	○		○	白河市	○		○
二本松市	○		○	西郷村	○		
伊達市	○	○	○	泉崎村	○		○
本宮市	○	○	○	中島村	○		
桑折町	○		○	矢吹町	○		○
国見町	○		○	棚倉町	○		○
川俣町	○		○	矢祭町	○		○
郡山市	○		○	塙町	○		
須賀川市	○	○	○	猪苗代町	○		○
田村市	○		○	会津坂下町	○		
鏡石町	○	○	○	湯川村	○		
天栄村	○			下郷町	○		
石川町	○	○	○	南会津町	○		○
玉川村	○		○	相馬市	○	○	○
平田村			○	南相馬市	○	○	○
浅川町			○	川内村	○		○
古殿町	○		○	新地町	○	○	
三春町	○			いわき市	○		○
合計				36	34	8	27

※今後広域処理の調整するものも含む。

国の仮設焼却施設の活用

国の仮設焼却施設の活用の見込みについては、以下のとおり。

なお、今後、国、県、関係市町村等において、具体的な調整を進める。

炉	処理能力 (トン/日)	受入時期	災害廃棄物の 処理可能量 (トン)
南相馬2号炉	200	令和2年 2月末まで	最大約26,000
浪江炉	300	令和2年度中 (受入時期は調整中)	
安達炉	120	令和2年度中 (受入時期は調整中)	
葛尾炉	200	令和2年 4月上旬まで	必要に応じ調整
飯館村蔵平炉	240	令和2年度中 (受入時期は調整中)	

※活用の方法

- ・期間を定め、災害廃棄物のみを専焼する。
- ・市町村等が事前に分別等の必要な処理を行い、対象物をストックしておくとともに、輸送体制を構築する。
- ・焼却灰は市町村等が引き取る。

処理スケジュール

	令和元年		令和2年												令和3年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
県災害廃棄物処理 実行計画策定	■	■																
身近な仮置場からの 災害廃棄物撤去	■	■																
損壊家屋の解体申請受付・ 解体工事(廃棄物の運搬を含む)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
災害廃棄物の処理			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
うち広域処理 (県内・県外)			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
うち広域処理 (国仮設炉)				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
仮置場の設置・運営管理	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
仮置場の原状回復																		

計画の見直し

本計画は、現時点での災害廃棄物発生量の集計値を基に策定したものであり、今後の損壊家屋の解体や具体的な処理・処分先の確定等により、その時点での状況を踏まえた処理実行計画の見直しが必要となる。

これらを踏まえながら、適宜、本計画を改定するものとする。